

県南地域医療構想の実現に向けた 令和元年度以降の取組について

県南健康福祉センター

全構想区域において今後行う取組

県医療政策課作成
資料を一部改編

	項目	県全体の方針	県南構想区域における対応等(案)
継続して取り組む事項	① 公的・公立プランの取扱	(1) 公的・公立プランの時点修正及び情報共有等 (2) プランの了承(合意) (③④と併せた役割分担の検討)	○ 公的・公立プラン、意向調査及び役割調査の結果の時点修正は原則年1回とする(医療機関自らの申出による修正・変更は随時受け付ける) ○ 時点修正した内容は、地域医療構想調整会議及び病院及び有床診療所等会議において情報共有する
	② 意向調査及び役割調査の取扱	(1) 意向表明した内容の修正の有無の確認 (2) 必要が生じた場合は、修正内容の説明 (3) 表明した意向等の了承(合意) (③④と併せた役割分担の検討)	
	③ 診療科や分野ごとの機能分担の検討	(1) 病床機能報告等の各種データの提示 (2) 必要なデータ、検討方法等の検討	○ 病床機能検討部会(仮称)を設置し、各種データを用いて地域の現状の把握、課題の整理等を行う
	④ 病床機能報告等の各種データの分析	(1) 各種データの有効活用や効果的な提示方法の検討及び各種データを活用した協議すべき課題の整理や検討	○ 病床機能検討部会(仮称)における議論を踏まえ、地域医療構想調整会議及び病院及び有床診療所等会議において診療科や分野ごとの機能分担に関する現状及び課題の共有、今後の対応方針の検討等を行う
	⑤ 診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討	(1) 区分に基づく協議	
	⑥ 非稼働病棟(病床)の取扱	(1) 状況把握及び意向確認 (2) 調整会議等における対応	○ 病床機能報告や意向調査等で稼働状況を把握した上で、原則年1回意向確認を行う(医療機関自らの申出による修正・変更は随時受け付ける)
	⑦ 医療データ活用セミナーの開催	(1) 開催予定	○ 病院及び有床診療所等会議において内容等を検討する
新たな取組	⑧ 公的・公立病院等でなければ担えない分野・機能に関する確認等 ⑨ 外来医療計画の策定 ⑩ その他	※国の方針、ガイドライン等を踏まえて対応していく	

県南地域医療構想調整会議等におけるこれまでの主な意見

【病床機能の分化・連携について】

- 調整会議の目的は、地域において必要な医療、介護について、ニーズや地域内での完結状況、流出・流入の状況を把握した上で、医療資源の適正化等を考えることであり、病床機能報告の他に、国が示すナショナルデータやレセプトデータ等の地域で活用できるデータを組み合わせて、議論を行う必要がある。
- 地域の状況を把握するためには、診療報酬による区分だけではなく、疾病や診療科、分野ごとにどの医療機関がどれだけの医療を行っているかを明らかにする必要がある。
- 入院医療について考える際には、救急・外来・在宅医療の状況や今後のあり方についても考慮すべきである。
- 特定機能病院が(圏域外の)どの地域にどのような医療機能で貢献しているのか評価していくべきと思われる。
- 今後の病床機能の役割分担を考える上では、診療報酬の改定を踏まえることが必要である。
- 精神病院の取扱いについても考えていただきたい。

【在宅医療及び在宅医療・介護連携について】

- 県南地域では、将来必要となる病床数は現状とあまり変化がないものの、その病床機能維持のためにも、今後、高齢化の進展に伴い需要の増加が見込まれる在宅医療への適切な対応が重要となってくる。
- 地域包括ケアには、医療機関、訪問看護が中心となった在宅医療・介護の体制整備が重要である。
- 在宅医療が広まるためには、住民の意識が変わること、また、住民の意向がどれだけあるかを知ることが必要。
- 介護保険施設では、これまで以上に医療機関との連携が不可欠となるので、互いに理解を深められるような場があると良い。また、施設における看取りの体制を整える必要がある。

【医療・介護従事者の確保について】

- 医療・介護現場では、書類作成の負担が増加しており、みな疲弊している状況である。
- 介護人材の不足により、訪問系サービスが提供できなくなる事業所、フルオープンできないままの介護施設等が生じている。

県南構想区域における令和元年度以降の新たな取組(案)

● 新たな部会の設置

- 病床機能に関すること
- 在宅医療・介護体制に関すること

● 入院医療に関するデータ分析

- 平成28年度栃木県医療実態調査の詳細分析
- 最新のDPCデータを用いた医療提供状況の分析

● 在宅医療に関する医療機関実態調査(仮称)の実施

- (参考)兵庫県丹波保健所による医師会アンケート

○ 以下は市町との共同実施を検討中

- ◆ KDBデータを用いた在宅医療提供状況の分析
- ◆ 介護施設実態調査の実施
- ◆ 住民の在宅療養ニーズ等に関する調査の実施

県南地域医療構想調整会議の枠組み(案)

(平成28～30年度)

地域医療構想調整会議(親会)

- 主な役割は県南地域医療構想の進捗管理(将来の目指すべき医療提供体制の検討・協議、地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言等)
- 委員は医療、介護、行政その他地域医療構想に関係する団体・機関、県民等で構成
- 年2回程度開催

病院及び有床診療所等会議(部会) (平成30年度設置)

- 主な役割は、病床機能の役割分担等に関する個別具体的な協議等
- 構成員は、病院長、有床診療所長及び事務長、その他関係機関・団体の長
- 年2回程度開催

病床機能検討部会(仮称)

- 主な検討事項は、病床機能の分化・連携の推進に関すること
 - 病床機能報告、医療機関調査、NDB・DPCデータ等に基づく現状分析及び課題の整理
 - 将来に向けた地域医療のあり方に関する検討
- 委員は、地域医療構想調整会議委員のうち病院及び診療所の代表者から構成することとし、必要に応じて地域の医療関係者を加えることができるものとする
- 年3回程度開催(第2-3四半期)

医療・介護体制検討部会(仮称)

- 主な検討事項は、地域医療構想における「在宅医療等」の体制整備に関すること
 - 医療機関調査、KDBデータ、その他各種調査等に基づく現状分析及び課題の整理
 - 介護を含め在宅医療の体制のあり方に関する検討
- 委員は、地域医療構想調整会議委員のうち在宅医療・介護等に関わる委員及び市町行政の委員から構成することとし、必要に応じて地域の医療・介護関係者を加えることができるものとする
- 年2回程度開催(第2-3四半期)

令和元年度から新たに設置